

兵庫県公報

平成22年 1月26日 火曜日 第 2152 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	1
○ 保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 土地収用法に基づく事業の認定（起業者 朝来市）（用地課）	3
○ 中播都市計画道路事業の認可（街路課）	5
○ 港湾法第56条の4第1項の規定に基づく港湾管理者の監督処分（港湾課）	5
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	6
○ 道路の指定（建築指導課）	7
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告（税務課）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	8
○ 同 上（阪神北県民局）	9
○ 落札者等の公示（管理課）	10
辞 令	
○ 大内 ますみ	10
労働委員会公告	
○ 審査の期間の目標及び審査の実施状況	10
正 誤	
○ 平成14年3月29日付け兵庫県公報第1351号中	12
○ 同 上	12
○ 平成14年10月11日付け兵庫県公報第1406号中	12
○ 同 上	12

告 示

兵庫県告示第83号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成22年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
かみもと眼科	神本 英徳	神戸市東灘区本山南町8-5-25	平成22年1月1日
ステラ調剤薬局 青木駅前店	松村 政彦	同 市同 区北青木3-3-7	同 月4日
リジョイス薬局 神戸東店	株式会社アインメディアオ 代表取締役 佐竹 辰幸	同 市中央区割塚通4-1-21	平成21年10月1日
医療法人社団 芦名医院	医療法人社団 芦名医院 理事長 芦名 謙介	同 市兵庫区永沢町3-2-22	同 年4月1日
なかむら歯科クリニック	中村 嘉秀	同 市同 区東山町1-12-23 ウエストパークビル3F	同 年11月11日

訪問看護ステーションまほし	医療法人社団 まほし会 理事長 大石 麻利子	同 市北区有馬町199-28 (エイジングコート有馬内)	同 年12月16日
おかばやし内科医院	岡林 孝直	同 市長田区菅原通4-202-3 キクヤ第2ビル 2F	同 月 1 日
まなみ薬局	有限会社 アシスト 代表取締役 織田 宏水	同 市同 区浜添通3-4-10-101	平成22年1月1日
あんず薬局	グローウィング ファーマシー株式会社 代表取締役 井上 博文	同 市垂水区城が山1-10-23	平成21年12月1日
医療法人社団 椋本クリニック	医療法人社団 椋本クリニック 理事長 椋本 一穂	同 市西区春日台3-3-23	平成22年1月1日
株式会社神戸マルゼン マルゼン春日プラザ薬局	株式会社神戸マルゼン 代表取締役 石橋 正一郎	同 市同区春日台3-3	平成16年4月1日
ダイエー西神中央店 薬局	株式会社 ダイエー 代表取締役 西見 徹	同 市同区糺台5-3-4	平成22年1月1日
はまだクリニック	濱田 信一	尼崎市東園田町9-4-30	平成21年12月22日
イエロー・グリーン薬局 むこのそう店	株式会社 ミック 代表取締役 鈴木 陸夫	同 市武庫之荘2-30-12 ユニファー101号室	平成22年1月1日
ふれあい薬局 二見	株式会社クリエイト兵庫 代表取締役 東涌 文博	明石市二見町東二見185-1	同
やぶもと泌尿器科	藪元 秀典	西宮市甲子園六番町18-16-105	平成21年11月1日
コクミン薬局 甲東園店	株式会社コクミン 代表取締役 絹巻 秀展	同 市松籟荘11-11-102号室	同 年10月1日
スピカ薬局 伊丹店	有限会社 スピカ 代表取締役 牧野 智之	伊丹市伊丹1-10-15-111	平成21年12月1日
薬局ジャパンファーマシー 伊丹西野店	株式会社 ジャパンファーマシー 代表取締役 前田 光男	同 市西野1-301-2	平成22年1月1日
中田医院	中田 正久	豊岡市瀬戸77-20	平成21年12月1日
しば耳鼻咽喉科医院	柴 宏巳	同 市戸牧299-8	平成22年1月1日
医療法人社団 奥窪医院	医療法人社団 奥窪医院 理事長 奥窪 琢	加古川市加古川町本町27-3	平成19年11月29日
上月歯科クリニック	上月 隆行	宝塚市売布東の町12-13	平成21年12月1日
あだち眼科	安達 功	加西市北条町古坂7-23	同 年11月1日
北条田仲病院	田仲 紀陽	同 市北条町北条391-3	同
わく歯科医院	医療法人社団 わく歯科医院 理事長 和久 雅彦	丹波市氷上町成松460-1	同
上田歯科医院	上田 真之	朝来市生野町口銀谷595-6	同
医療法人社団 幸仁会 北淡路病院	医療法人社団 幸仁会 北淡路病院 理事長 武久 洋三	淡路市小倉字新小倉153	平成19年6月1日
医療法人社団 幸仁会 北淡路病院 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	同 上	同 上	平成21年12月1日
社 田仲クリニック	伊藤 良	加東市東古瀬98-1	平成19年10月1日
やすこ歯科医院	喜井 恭子	美方郡新温泉町七釜108-1	平成21年4月1日



兵庫県告示第84号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成22年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
三田市永沢寺字永沢寺212の2から212の4まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第85号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成22年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
南あわじ市中条徳原字油谷171の2、字内ヶ谷180の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため



兵庫県告示第86号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成22年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 起業者の名称
朝来市
- 2 事業の種類
たけだ暮らしの交流館整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
兵庫県朝来市和田山町竹田字上町西側地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
たけだ暮らしの交流館整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件をすべて充足していると判断される。
 - (1) 法第20条第1号要件について
本件事業は、法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。
 - (2) 法第20条第2号要件について
本件事業の起業者である朝来市は、専任職員を配置して組織体制を整備し、平成21年度予算において当該事業費を計上していることから、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。
 - (3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業を実施する竹田地区は、竹田城の築城とともに発展した城下町で、その後、宿場町として栄え、今もなお、宿場町としての佇まいを残しており、歴史景観の保全に努めている地域であるが、近年、現代的建築様式を採用した建替えを行う住宅も多く、歴史的町並みが変貌しつつある。

このような状況の中、歴史的な町並みを活かし、竹田地区の活性化を目指したまちおこしの取組が、竹田地区の任意団体を中心に展開され、平成19年度に67千人であった竹田地区全体の観光客数は、平成20年度には75千人にまで増加しており、平成21年度上半期では、昨年の同期と比べ3千人、前年比6%の増加となっている。

また、観光客誘致の取組として、市と竹田地区の住民とが一体となって新たに竹田区観光事業を実施するなど、今後も竹田地区の観光客は増加が見込まれている。

観光客の増加に伴い、観光客からは「観光客への情報提供や休憩サービスなどを提供する施設の整備」が熱望され、地元住民からは「観光、歴史的情報の発信拠点となる施設の早期整備」が要望されている。

さらに、観光バス等の駐停車による交通混雑が表面化しており、交通混雑の解消も急務となっている。

本件事業は、竹田地区内外からの観光・歴史的情報の発信及び休憩サービスなどの拠点施設の整備要望に応えるとともに、観光バス等の駐停車による交通混雑を解消させ、地区住民の日常生活の利便性を維持し、また、竹田地区の歴史的景観の保全に資するなど多面的機能を有するものであり、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地は、竹田地区の中心部である県道物部養父線と県道溝黒竹田線との交差点部に位置しているが、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に定める対象事業ではないため、起業者が任意に調査したところ、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は存在せず、本件事業の施行についても、施設から排出される汚水は公共下水道に接続して適切に処理されることとなっており、環境への影響は少ない。

また、本事業の起業地については、埋蔵文化財包蔵地に該当するが、事業の施行について、兵庫県教育長から工事実施についての許可を得ているとともに、既存の酒蔵等をそのまま施設として利用するため、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業の起業地の選定について

本件事業の起業地の選定に当たっては、(1)社会的条件：①交通条件／JRの駅や幹線道路等からアクセスしやすいこと、②環境条件／歴史的景観を保全するとともに、法令等の規制による影響が少ないこと、(2)技術的条件：工事の施工に際して、騒音・振動等を発生することなく、施工が容易で、大規模な造成工事や進入路等の付帯工事が不要なこと、(3)経済的条件：用地費、補償費及び工事費が妥当であることの観点から選定した3案の候補地を比較考量のうえ選定されている。

その結果、3案の中で最も優れた候補地を起業地としており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

エ 総合的判断

アで述べたところの公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように、本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

現在の朝来市は、4(3)アで述べたとおり、歴史的な町並みを活かし、竹田地区の活性化を目指したまちおこしの取組が、竹田地区の任意団体を中心に展開され、年々、観光客数は増加している。観光客の増加に伴い、竹田地区内外からの観光・歴史的情報の発信及び休憩サービスなどの拠点施設の整備要望に応えるとともに、観光バス等の駐停車による交通混雑を解消させ、地区住民の日常生活の利便性を維持する必要がある。また、近年、現代的建築様式を採用した建替えを行う住宅が多く、歴史的町並みが消滅しつつあり、竹田地区の歴史的景観を保全していくことも急務となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業の施行により整備する施設は、竹田地区の歴史・民族資料や伝統工芸品などを展示する施設、竹田城跡に関する文献及び出土品等を展示する施設を整備し、これに地元地域の農産物等の特産品販売の施設及び駐車場等を併設するものであるが、いずれの施設についても、施設利用者の利便性や施設職員の作業効率を考慮しつつ、想定される施設利用者の人数、必要な備品の数量及び規模等に応じて設計された、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっており、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

エ 総合判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

朝来市役所都市整備部都市開発課



兵庫県告示第87号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成22年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

姫路市

2 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業

3. 4. 530号亀山線

3 事業施行期間

平成22年 1月26日から平成26年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

姫路市飾磨区中野田四丁目地内

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第88号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第1項の規定に基づく港湾管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成22年 1月26日

姫路港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 行うべき措置の内容

特定重要港湾姫路港に係る放置等の行為を禁止する区域（平成18年兵庫県告示第108号により指定した区域）内にある別表に掲げる船舶及び係留施設等工作物の撤去

2 港湾管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成22年 2月25日までに当該措置を行わないときは、港湾管理者又はその命じた者若しくは委託した者が、当該措置を行う。

別表 1 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全

法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明している船舶

整理番号	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船舶の種類
11	235-11319	ヨット（FRP製）

別表2 船舶

所在場所	整理番号	船名等種類	船舶の種類	内色	外色
姫路市飾磨区東堀地先（野田川）	17	なし	ボート	黄	黄

別表3 係留施設等工作物

所在場所	整理番号	名称	種類
姫路市飾磨区中島地先 （野田川）	1	工作物	梯子（鋼製）・ロープ
	2	工作物	梯子（鋼製）・ロープ
	3	工作物	梯子（鋼製）・ロープ・タイヤ・ブイ
	4	工作物	コンクリートブロック・タイヤ・ロープ
	5	工作物	梯子（鋼製）・足場（木製・鋼製）・ロープ・ブイ
	6	工作物	浮棧橋（木製）
	7	工作物	梯子（鋼製）・コンクリートブロック
	8	工作物	その他工作物（鋼製）
	9	工作物	足場（木製・鋼製）
	10	工作物	その他工作物（鋼製）・木杭
姫路市飾磨区東堀地先 （野田川）	12	工作物	梯子（鋼製）
	13	工作物	浮棧橋（木製）・ブイ
	14	工作物	その他工作物（鋼製）
	15	工作物	その他工作物（木製）
	16	工作物	梯子（鋼製）

※整理番号は、中播磨県民局が整理の必要上付した番号である。



兵庫県告示第89号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。ついで、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成22年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

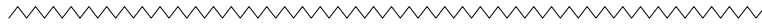
- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 佐用町
 代表者の氏名 庵 途 典 章
 住所 佐用郡佐用町佐用2611番地 1
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 佐用町笹ヶ丘荘

所在地 佐用郡佐用町円光寺423番地11

3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課

縦覧期間 平成22年1月26日から同年2月8日まで



兵庫県告示第90号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、その関係図書は、平成22年1月26日から西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成22年1月26日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H21西播予定 0002号	22. 1. 13	赤穂郡上郡町上郡149番1の一部、149番5の	5.00	55.00
		一部、149番7の一部、149番11の一部、149	5.00	45.00
		番14の一部、158番1の一部、160番2の一部、	～	
		162番1の一部	18.00	

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証及び免税証は、紛失の日から無効とする。

平成22年1月26日

兵庫県知事 井戸敏三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付県民局	紛失年月日
農業	A6652	平成23年 9月10日	洲本市千草丙235 大川 恵庸	淡路県民局	平成21年 12月24日

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付県民局	紛失年月日
100 リットル 券	農業	H28 1962847 ～ H28 1962849	平成22年 9月10日	3	南あわじ市広田広田97-5 あわじ島農業協同組合 広田給油所	淡路 県民局	平成21年 12月24日
10 リットル 券	同上	H28 1962850	同	1	同 上	同上	同
1 リットル 券	同上	H28 1962851 ～ H28 1962854	同	4	同 上	同上	同



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成22年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市別所町東這田字フトノ722番21、722番234、722番290、722番292
同 市別所町巴15番2、15番2地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市別所町東這田一丁目24番地
株式会社小山金属工業所 代表取締役 小 山 勝 美
- 3 許可年月日及び許可番号
平成21年 1月29日
兵庫県指令北播（建）第1-17号（20三木）



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成22年 1月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 オートボックス高砂店
所在地 高砂市神爪三丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社G-7ホールディングス
代表者の氏名 木 下 守
住所 神戸市須磨区弥栄台三丁目1番地の6
- 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社オートセブン	午前10時	午後9時30分
外未定	午前10時	午後9時30分

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社オートセブン	午前10時	午後9時30分
外未定	午前8時	午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前
午前9時30分から午後10時まで
イ 変更後
午前7時30分から午後10時まで

- 4 変更年月日
平成22年 5月 1日

- 5 届出年月日
平成22年 1月13日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成22年 1月26日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成22年 5月27日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成22年 1月26日

阪神北県民局長 山 本 亮 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コープうねの
所在地 川西市大和西一丁目64番 1号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
阪上商事株式会社	阪 上 一 雄	川西市大和西一丁目64番 4号
有限会社阪上ハウジング	阪 上 芳 男	川西市大和西一丁目52番 1号
- 3 変更事項
 - (1) 駐車場の位置、収容台数及び自動車の出入口の数
ア 変更前

駐車場	収容台数	自動車の出入口の数
駐車場①	35台	2箇所
駐車場②	13台	1箇所
駐車場③	14台	1箇所
駐車場④	5台	1箇所
合 計	67台	5箇所

イ 変更後

駐車場	収容台数	自動車の出入口の数
駐車場①	35台	2箇所
駐車場②	13台	1箇所
合 計	48台	3箇所

- 4 変更年月日
平成22年 8月26日
- 5 届出年月日
平成21年12月25日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成22年 1月26日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成22年 5月27日
 - (2) 提出先
阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
〒665-8567 宝塚市旭町 2丁目 4番15号



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成22年 1月26日

契約担当者
兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
陰圧式エアータント 20式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年12月24日
- 4 落札者の名称及び住所
日本船舶薬品株式会社神戸支店 神戸市中央区港島中町 2-2-1
- 5 落札金額
57,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成21年11月13日

辞 令

平成22年 1月 9日付
兵庫県収用委員会委員に任命する
大 内 ますみ

労 働 委 員 会 公 告

審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18並びに審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第1項及び第2項の規定により、平成22年における審査の期間の目標及び平成21年における審査の実施状況を次のとおり公表する。

平成22年 1月26日

兵庫県労働委員会
会長 滝 澤 功 治

1 平成22年における審査の期間の目標

当委員会は、平成22年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。ただし、特に複雑な事件については、事件ごとに作成する審査計画に定める期間をもって目標とする。

- (1) 単純な団体交渉拒否事件 6月
- (2) その他の標準的な事件 1年3月

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっている事件をいい、特に複雑な事件とは、複数の労働者の査定差別が争点となっている等の主張の内容が複雑で立証に特に多くの労力を要する事件をいう。

2 平成21年における審査の実施状況

(1) 取扱事件数

区 分	取扱件数	終結事件	翌年への繰越し
単純な団体交渉拒否事件	7件	6件	1件
その他の標準的な事件	13件	2件	11件
特に複雑な事件	0件	0件	0件
計	20件	8件	12件

(2) 審査期間の目標の達成状況（平成21年中に終結した事件）

ア 単純な団体交渉拒否事件

終結区分	審 査 の 結 果			目 標 期 間
	最 長	最 短	平 均	
命 令 ・ 決 定	202日	202日	202日	—
和 解 ・ 取 下 げ	232日	47日	122日	—
総 平 均	—	—	135日 (約4月)	6月

イ その他の標準的な事件

終結区分	審 査 の 結 果			目 標 期 間
	最 長	最 短	平 均	
命 令 ・ 決 定	428日	428日	428日	—
和 解 ・ 取 下 げ	324日	324日	324日	—
総 平 均	—	—	376日 (約1年)	1年3月

(3) 個別事件の審査の実施状況（平成21年中に終結した事件）

事件番号	終結区分	係属日数	調査回数	審問回数	和解回数	尋問証人数	備 考
平成20年 (不) 第5号事件	命令（一部救済）	428日	6回	5回	0回	5人 (10人)	標 準
平成20年 (不) 第6号事件	取下げ（関与和解）	324日	5回	2回	4回	3人 (6人)	標 準
平成20年 (不) 第7号事件	取下げ（関与和解）	103日	2回	0回	2回	0人 (0人)	団交拒否
平成21年 (不) 第1号事件	命令（全部救済）	202日	3回	2回	0回	2人 (2人)	団交拒否

平成21年 (不) 第2号事件	取下げ (関与和解)	47日	2回	0回	1回	0人 (0人)	団交拒否
平成21年 (不) 第3号事件	取下げ	232日	3回	0回	0回	0人 (0人)	団交拒否
平成21年 (不) 第4号事件	取下げ (関与和解)	169日	5回	1回	2回	2人 (2人)	団交拒否
平成21年 (不) 第11号事件	取下げ (自主和解)	59日	1回	0回	0回	0人 (0人)	団交拒否

(注1) 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

(注2) 「備考」欄の「団交拒否」とは単純な団体交渉拒否事件を、「標準」とはその他の標準的な事件を意味する。

正 誤

○平成14年3月29日付け (兵庫県公報第1351号)
兵庫県告示第517号 (都市計画の決定についての案の縦覧) 中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
27	下から12	岩屋字セサブ	岩屋字サセブ



○平成14年3月29日付け (兵庫県公報第1351号)
兵庫県告示第518号 (都市計画の変更についての案の縦覧) 中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
28	上から8	岩屋字セサブ	岩屋字サセブ



○平成14年10月11日付け (兵庫県公報第1406号)
兵庫県告示第1238号 (都市計画の決定及び図書の縦覧) 中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
16	下から1	岩屋字セサブ	岩屋字サセブ



○平成14年10月11日付け (兵庫県公報第1406号)
兵庫県告示第1242号 (都市計画の変更及び図書の縦覧) 中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
18	上から15	岩屋字セサブ	岩屋字サセブ